

指定管理者公募します。



指定管理者制度とは？

公共施設の管理については、これまで市が直接管理・運営するか、市が出資している法人（加西市都市施設公社）や自治会など公共的団体が、市との契約により管理を行ってきました。平成15年9月に地方自治法の改正があり、民間企業やNPO法人なども公共施設の管理運営をできることとなりました。この制度を指定管理者制度といいます。

指定管理者制度は、民間の専門性やノウハウが施設の管理運営に活かされることにより、住民サービスの向上や経費の節減を目的に導入されます。

1. 今回、指定管理者を公募する施設

- ・加西市民会館（担当：総務課）
- ・ランドマーク展望台（担当：経営戦略室）
- ・健康福社会館（担当：社会福祉課）
- ・市営駐車場（担当：施設管理課）
- ・古法華自然公園研修施設（担当：農林・食材課）
- ・都市公園（担当：都市計画課）
- ・玉丘史跡公園（担当：市史・文化財室）
- ・オークタウン加西（担当：生涯学習課）
- ・加西市体育施設（担当：体育保健課）

2. 応募資格

法人や団体（法人格の必要はありません）
※個人では応募できません。

3. 公募要領の配布

平成18年8月15日～

4. 申請受付期間

平成18年9月1日～平成18年9月29日

5. 指定管理期間

平成19年4月1日から平成22年3月31日

問合先：総務課（☎④8702）

高齢者の介護予防サービスの実施

<対象者>

要介護認定を受けていないが、地域包括支援センターが今後介護が必要な状態になる可能性が高く介護予防が必要と判断された方については、介護予防サービスを受けることができます。

<受けられるサービス>

・こつこつ転倒予防教室・必要により保健師・看護師の訪問指導
地域包括支援センター—一時相談窓口へご相談を。（7月広報参考）
問合先：長寿介護課 地域支援係 ☎④—8728

納期限は **8月31日（木）** です。

納期内完納にご協力をお願いします。

- ・平成18年度市県民税（普通徴収）・国民健康保険税・介護保険料（普通徴収）第2期分
問合先：税務課税制係 ☎④8712

- ・個人事業税第1期分
問合先：社県税事務所 直税課
☎0795④9339

国民健康保険税及び介護保険料の減免について

災害で住宅などに損害が生じたり生活困窮等により納税（納付）が困難になった場合、申請することにより、保険税（料）が減免される場合があります。詳細は下記まで。
問合先：税務課税制係 ☎④—8712

口座振替のおすすめ

納税は口座振替制度をご利用されますと便利で安全です。口座振替のお申し込みは、引き落としを希望される金融機関で依頼できます。

免許で広がる あなたの世界

免許取得は、私たちにまかせてください!!

無料体験入学
受付中

- ご希望（時間・場所）に応じた送迎。
- ローンの利用もできます。
- 託児室あります。



高齢者講習などを通して
地域の交通安全の推進に
貢献して参ります。



加西自動車学院

加西市殿原町620 フリーダイヤル ☎0120-81-8289
姉妹校 加東自動車教習所
加東市松沢字依藤761-5
フリーダイヤル ☎0120-46-1284